

(A0000W)

定 款

トランスコスモス株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、トランス・コスモス株式会社と称し、通称は、トランスコスモス株式会社とする。英文では transcosmos inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する業務
2. コンタクトセンター及びコンタクトセンターシステムに関する業務
3. デジタルマーケティング、インターネット広告、ソーシャルメディア及びWEBサイト構築・運用並びにその他の広告宣伝、マーケティング及びリサーチに関する業務
4. Eコマース、ECフルフィルメント及びその他の電子商取引に関する業務
5. インターネットコンテンツ、モバイルコンテンツ及びアプリケーション並びに映像及び音声ソフトに関する業務
6. データエントリー、電子決済、電子認証及びその他の情報処理に関する業務
7. ビジネスシステム及びエンジニアリングシステムに関する業務
8. 情報通信、情報流通、情報収集・提供、コンピュータソフトウェア、ハードウェア、データベースシステム、ネットワークシステム及び情報セキュリティ並びにその他の情報技術及び情報システムに関する業務
9. 通信販売及び販売代理業務並びにその他の商取引に関する業務
10. OA機器、事務用機器、及びコンピュータ周辺機器等の製造、販売、輸出入、リース事業
11. キャラクター商品の企画、制作、販売、輸出入
12. 国内外の芸術家、作家、音楽家、レポーター、キャスター、俳優、司会者等の招聘及びマネジメント
13. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
14. 上記 1 から 13 に関するコンサルテーション、調査、分析、研究、出版、教育、技術指導及び情報提供サービス等の業務
15. 建築工事(付帯工事を含む)、電気通信工事の設計、施工、監理
16. 損害保険代理業並びに生命保険及び少額短期保険の募集に関する業務
17. 銀行代理業及び貸金業
18. 投資業務

19. 不動産の売買、斡旋、賃貸借、管理
20. 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
21. 古物の売買
22. 医薬品、医薬部外品、医療機器及び化粧品等の製造、販売、輸出入、代理業及び取次業
23. 酒類の販売、輸出入及び媒介業
24. たばこの販売及び卸業
25. 米穀、食肉、魚介類、食品、各種衣料品、アクセサリ、家庭用品雑貨、健康器具、家具、寝具、書籍、CD、DVD、家庭用電気製品及びスポーツ用品等の製造、販売、輸出入、代理業及び取次業
26. 倉庫業
27. 貨物利用運送事業及び貨物自動車運送事業
28. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
29. 金融商品取引業及び金融商品仲介業
30. 資金移動業及び前払式支払手段の発行業務
31. 上記各項に関する一切の付帯業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他の止むを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

- 第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により代表取締役が招集し、その議長となる。また、代表取締役に指名された者は代表取締役に代わり議長となることができる。
2. 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員

(員数)

- 第17条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、17名以内とし、監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役(監査等委員であるものを除く。)および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。

2. 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(招集権者および議長)

第20条 当会社の取締役会は、法令に定めがある場合のほか、代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第21条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の委任)

第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があった

ものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

- 第24条 当会社を代表する取締役は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会の決議により選定する。
2. 当会社は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会の決議をもって取締役社長1名を含め、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長並びに専務取締役等各若干名を定めることができる。
 3. 当会社は、取締役会の決議をもって、経営責任と執行責任を明確にするため代表取締役の中から、グループ最高経営責任者(グループCEO)、最高経営責任者(CEO)、最高業務執行責任者(COO)各若干名を定めることができる。
 4. 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、執行する業務に応じて業務執行責任者を定めることができる。

(取締役会規程)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任軽減等)

- 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(執行役員)

- 第27条 当会社は、取締役のほか、取締役会決議により、執行役員を置くことができる。
2. 当会社の執行役員は、取締役会により選任され、取締役会から委任を受けた業務の決定を行い、これを執行する権限と責任を有する。
 3. 取締役会の決議をもって、執行役員に上席常務執行役員、常務執行役員を置くことができる。
 4. 執行役員の任期は、就任後1年内とする。
 5. 執行役員は、善良なる管理者の注意をもって、会社のために忠実に自己の担当する業務を執行するものとする。

6. 本条に定めるほか、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。

(報酬等)

第28条 取締役(監査等委員であるものを除く。)および監査等委員である取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によるほか取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第 7 章 買 収 防 衛 策

(買収防衛策)

第35条 当社は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入することができる。なお、買収防衛策とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。

2. 当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。
3. 当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。
 - (1) 買収防衛策において定める一定の者(以下「非適格者」という。)は当該新株予約権を行使することができないこと
 - (2) 当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること

附 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第31回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上

2023年3月1日 一部変更実施